

## 国際収支項目内容の修正箇所

(修正箇所：**アングラーイン**)

(2010年1月)

国際収支 項目番号	修正前	修正後
012	<p>本項に該当するもの</p> <p><u>(1) 輸出入を伴わない金の地金の売買代金のうち、金投資(貯蓄)口座等金融商品に該当するものの売却代金の受取。</u></p> <p><u>(2) 当該金の地金の購入代金の支払。</u></p>	<p><u>1. 本項に該当するもの</u></p> <p><u>(1) 金の地金(金の含有量が90%以上)の消費寄託契約に基づく権利の取得又は譲渡に係る受払。</u></p> <p><u>(2) ロコ・ロンドン市場等で取引をした金の地金を海外の銀行等に開設した不特定口座で受渡しする場合は「013」でなく本項(「012」)で報告すること。</u></p> <p><u>2. 本項による報告対象外のもの(紛らわしいもの)</u></p> <p><u>(1) 金ETF(上場投資信託)等の証券の売買代金については、対外投資に係るものは「843」または「851」、対内投資に係るものは「943」または「950」で報告すること。</u></p> <p><u>(2) 金ETF等の裏付けとなる金の地金の売買代金は「013」で報告すること。</u></p> <p><u>(3) ロコ・ロンドン市場等で取引をした金の地金を特定口座で受渡しする場合は「013」で報告すること。</u></p> <p><u>(4) 現物の受渡しを伴わない金融派生商品の取引に係る差損益については、「991」または「993」で報告すること。</u></p>

013	<p>1. 本項に該当するもの</p> <p><u>金の地金（金の含有量が90%以上）の売買のうち、下記2. に該当しない売買代金の受払。ディーリング、先物・先渡し取引等が該当。</u></p> <p>2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの）</p> <p><u>（1）金の地金の輸出入代金の受払は「011」で報告。</u></p> <p><u>（2）金投資（貯蓄）口座等、金融商品代金の受払は「012」で報告。</u></p> <p><u>（3）金の地金の割賦販売代金の受払は「041」又は「042」で報告。</u></p>	<p>1. 本項に該当するもの</p> <p><u>金の地金（金の含有量が90%以上）の売買のうち、下記2. に該当しない売買代金の受払を報告すること。例えば、（1）ロコ・ロンドン市場等で取引をした金の地金（金の含有量が90%以上）を海外の銀行等に開設した特定口座で受渡しする場合の売買代金の受払や、（2）金ETF等の裏付けとなる金の地金（金の含有量が90%以上）の売買代金が該当する。また、東京工業品取引所の倉荷証券を使った受渡しも特定口座に準じて報告すること。</u></p> <p>2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの）</p> <p><u>（1）金の地金の輸出入代金の受払は「011」で報告。</u></p> <p><u>（2）金ETF（上場投資信託）等の証券の売買代金については、対外投資に係るものは「843」または「851」、対内投資に係るものは「943」または「950」で報告すること。</u></p> <p><u>（3）ロコ・ロンドン市場等の現物市場で取引をした金の地金（金の含有量が90%以上）を海外の銀行等に開設した不特定口座で受渡しする場合の売買代金の受払は「012」で報告。</u></p> <p><u>（4）金の地金の割賦販売代金の受払は「041」又は「042」で報告。</u></p> <p><u>（5）現物の受渡しを伴わない金融派生商品の取引に係る差損益については、「991」または「993」で報告すること。</u></p>
061	1. 本項に該当するもの	1. 本項に該当するもの

<p>貨物の売買代金の受払であって、他の各国際収支項目に該当する取引内容がないもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主なものとしては、本邦内又は外国で購入した貨物を第三国に移動させずに現地で転売する取引、オペレーショナルリース用の航空機等の購入、外国で使用する目的での自動車等の購入。</li> </ul> <p>2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの）</p> <p>(1) <u>仲介貿易代金</u>の受払は「071」で報告。ただし、転売目的で購入した貨物の売却先が未定の場合は、購入代金、売却代金とも「061」で報告。</p> <p>(2) 割賦販売対象商品の代金の受払は「041」又は「042」で報告。</p> <p>(3) ファイナンシャルリース対象商品の代金の受払は「051」で報告。</p> <p>(4) 国際輸送に伴う船用油等港湾調達財貨の代金の受払は「215」又は「227」で報告。</p> <p>(5) 居住者が非居住者から請負った海外工事のための建設資材を現地（第三国を含む）調達した場合の代金の支払は「421」で報告。</p> <p>(6) 本邦内にある外国政府公館の経費支出に該当する商品の販売代金の受払は「481」で報告。</p> <p>(7) 輸出入代金の受払は報告不要。</p>	<p>貨物の売買代金の受払であって、他の各国際収支項目に該当する取引内容がないもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主なものとしては、本邦内又は外国で購入した貨物を第三国に移動させずに現地で転売する取引、オペレーショナルリース用の航空機等の購入、外国で使用する目的での自動車等の購入。</li> </ul> <p>2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの）</p> <p>(1) <u>仲介貿易貨物の転売に伴う売買代金</u>の受払は「071」で報告。ただし、<u>転売目的ではない場合や</u>、転売目的で購入した貨物の売却先が未定の場合は、購入代金、売却代金とも「061」で報告。</p> <p>(2) 割賦販売対象商品の代金の受払は「041」又は「042」で報告。</p> <p>(3) ファイナンシャルリース対象商品の代金の受払は「051」で報告。</p> <p>(4) 国際輸送に伴う船用油等港湾調達財貨の代金の受払は「215」又は「227」で報告。</p> <p>(5) 居住者が非居住者から請負った海外工事のための建設資材を現地（第三国を含む）調達した場合の代金の支払は「421」で報告。</p> <p>(6) 本邦内にある外国政府公館の経費支出に該当する商品の販売代金の受払は「481」で報告。</p>
--	---

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原材料を外国で調達の上、外国で加工した製品を本邦に輸入する場合、当該原材料の購入代金は加工賃とともに輸入代金となるため報告不要。</li> <li>・ また、原材料を本邦から外国に輸出の上、外国で加工した製品を外国で売却した場合、当該売却代金は輸出代金として扱われるため報告不要。なお、加工賃の支払は「082」で報告。</li> </ul> <p>(8)「不動産」の取得・処分代金の受払は、内容に応じ、「711」、「874」又は「974」で報告。</p>	<p>(7) 輸出入代金の受払は報告不要。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原材料を外国で調達の上、外国で加工した製品を本邦に輸入する場合、当該原材料の購入代金は加工賃とともに輸入代金となるため報告不要。</li> <li>・ また、原材料を本邦から外国に輸出の上、外国で加工した製品を外国で売却した場合、当該売却代金は輸出代金として扱われるため報告不要。なお、加工賃の支払は「082」で報告。</li> </ul> <p>(8)「不動産」の取得・処分代金の受払は、内容に応じ、「711」、「874」又は「974」で報告。</p>
071	<p>1. 本項に該当するもの</p> <p>居住者（ブローカー）が非居住者から貨物を購入し、他の非居住者に転売する三者間の契約であって、当該貨物が外国相互間を移動するいわゆる三国間貿易に伴う売買代金の受払。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 例えば、非居住者Aから購入した貨物（米国に在庫）を非居住者Bに転売する場合、この転売に伴い、当該貨物が米国以外の<u>国</u>に移動する場合の売買代金の受払。</li> </ul> <p>2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの）</p> <p>(1) 転売でも、貨物が購入国から移動しない場合は、購入代金、売却代金とも「061」で報告。</p> <p>(2) 購入時に売却先が未定の場合（三者間契約が成立していない場合）は、購入代金、売却代金とも「061」で</p>	<p>1. 本項に該当するもの</p> <p>居住者（ブローカー）が非居住者から貨物を購入し、他の非居住者に転売する三者間の契約であって、当該貨物が外国相互間を移動するいわゆる三国間貿易に伴う売買代金の受払。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 例えば、非居住者Aから購入した貨物（米国に在庫）を非居住者Bに転売する場合、この転売に伴い、当該貨物が米国以外の<u>外国</u>に移動する場合の売買代金の受払が<u>該当。</u></li> </ul> <p>2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの）</p> <p><u>(1) 非居住者から購入した貨物が第三国に移動はするものの、他の非居住者への転売を伴わない場合、購入代金の受払は「061」で報告。</u></p>

	<p>報告。</p> <p>(3) 居住者が非居住者から請負った海外工事で使用する建設資材を第三国で調達した場合の支払は「421」で報告。</p>	<p><u>(2)</u> 転売でも、貨物が購入国から移動しない場合は、購入代金、売却代金とも「061」で報告。</p> <p><u>(3)</u> 購入時に売却先が未定の場合（三者間契約が成立していない場合）は、購入代金、売却代金とも「061」で報告。</p> <p><u>(4)</u> 居住者が非居住者から請負った海外工事で使用する建設資材を第三国で調達した場合の支払は「421」で報告。</p>
072	<p>1. 本項に該当するもの 仲介貿易に係る貨物売買代金の差額（手数料相当額）のみを受領する契約に基づく差金の受取（受取のみ発生）。</p> <p>2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） 貨物自体の代金の支払は「071」で報告。</p>	<p>1. 本項に該当するもの <u>転売を伴う</u>仲介貿易に係る貨物売買代金の差額（手数料相当額）のみを受領する契約に基づく差金の受取（受取のみ発生）。</p> <p>2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） <u>転売を伴う仲介貿易に係る</u>貨物自体の売買代金の支払は「071」で報告。</p>
232	<p>1. 本項に該当するもの <u>(1)</u> 国際海上貨客輸送に伴う港湾経費、運航費、船費等の支払。 <u>(2)</u> 外国船会社からの代理店手数料の受取。 <u>(3)</u> 本邦船会社からの代理店手数料の支払。</p> <p>2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） (1) 船舶修理費の支払は「091」で報告。 (2) 船舶保険等に係る保険料・保険金の支払は「300番台」</p>	<p>1. 本項に該当するもの 国際海上貨客輸送に伴う港湾経費、運航費、船費等の支払。</p> <p>2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） (1) 船舶修理費の支払は「091」で報告。 (2) 船舶保険等に係る保険料・保険金の支払は「300番台」で報告。 (3) 燃料、その他の船用品の調達費の支払は「227」で報</p>

	<p>で報告。</p> <p>(3) 燃料、その他の船用品の調達費の受払は「227」で報告。</p>	<p>告。</p>
233	<p>1. 本項に該当するもの</p> <p><u>(1) 国際航空貨客輸送に伴う空港経費、運航費等の受払。</u></p> <p><u>(2) 外国航空会社からの代理店手数料の受取。</u></p> <p><u>(3) 本邦航空会社からの代理店手数料の支払。</u></p> <p>2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの）</p> <p>(1) 航空機修理費の受払は「091」で報告。</p> <p>(2) 航空機保険等に係る保険料及び保険金の受払は「300番台」で報告。</p> <p>(3) 燃料、その他の機用品の調達費の受払は「227」で報告。</p>	<p>1. 本項に該当するもの</p> <p>国際航空貨客輸送に伴う空港経費、運航費等の受払。</p> <p>2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの）</p> <p>(1) 航空機修理費の受払は「091」で報告。</p> <p>(2) 航空機保険等に係る保険料及び保険金の受払は「300番台」で報告。</p> <p>(3) 燃料、その他の機用品の調達費の受払は「227」で報告。</p>
469	<p>1. 本項に該当するもの</p> <p>(1) 本邦法人（居住者）が、当該法人の海外支店、事務所を維持するために支出する経常的経費（現地スタッフの person 費、光熱費、消耗品代等）の支払。</p> <p>(2) 外国法人（非居住者）の本邦内支店、事務所を維持するために支出する経常的経費（現地スタッフの person 費、光熱費、消耗品代等）の受取。</p>	<p>1. 本項に該当するもの</p> <p>(1) 本邦法人（居住者）が、当該法人の海外支店、事務所を維持するために支出する経常的経費（現地スタッフの person 費、光熱費、消耗品代等）の支払。</p> <p>(2) 外国法人（非居住者）の本邦内支店、事務所を維持するために支出する経常的経費（現地スタッフの person 費、光熱費、消耗品代等）の受取。</p>

	<p>2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの）</p> <p>(1) 支店、事務所の創業資金、拡張資金（固定資産や繰延資産の増加を伴うもの）、<u>追加運転資金</u>の受払は「811」又は「911」で報告。</p> <p><u>(2) 親子等の関係にある法人間の受払は該当しない。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>例えば、米国の親会社から新製品販売に関する日本市場の調査を依頼（業務委託）され、この委託費を受取る場合は、「468（市場調査費）」とする（この際、当該受取資金の本邦内での用途が「調査のための経費」であるため「469（事務所経費）」として報告する誤りが多くみられる。報告書の国際収支項目番号は、非居住者である米国の親会社からどのような取引に基づき資金を受取ったかを記入するものであるため、同番号は「468（市場調査費）」とすること）。</li> </ul>	<p>2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの）</p> <p>(1) 支店、事務所等の創業資金、拡張資金（固定資産や繰延資産の増加を伴うもの）の受払は「811」又は「911」で報告。</p> <p><u>(2) 支店、事務所の経常的経費の支出を行う代わりに、当該支店、事務所が提供するサービス（市場調査結果の情報提供等）を受けている場合は、当該サービスに該当する番号で報告。</u></p> <p><u>(3) 不変</u></p>
511	<p>1. 本項に該当するもの</p> <p>(1) 居住者が非居住者（アルバイト、外国航路の船員等）に支払う<u>給料、賃金</u>。</p> <p>(2) 居住者が非居住者（本邦にある外国政府の公館、軍用地及び国際機関を含む）から受取る<u>給料、賃金</u>。</p> <p>2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの）</p> <p>(1) 勤務目的で入国した外国人は居住者として扱われるた</p>	<p>1. 本項に該当するもの</p> <p>(1) 居住者が<u>直接雇用する非居住者個人</u>に支払う<u>給与（役員報酬を含む）</u>。</p> <p>(2) <u>非居住者（本邦にある外国政府の公館、軍用地及び国際機関を含む）に直接雇用される居住者個人が当該非居住者から受取る給与（役員報酬を含む）</u>。</p> <p>2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの）</p>

	<p>め、当該外国人に対する給与の支払は報告対象外。ただし、給料等を当該外国人の、海外預金等に振込む場合は、目的に応じ「615」（留守宅家族に対する生活費の送金）等で報告する。</p> <p>(2) 外国の企業に勤務する目的で出国した本邦人は非居住者として扱われるため、現地で受取る給与は報告対象外。</p> <p>(3) 出向者の給与を、出向元の企業が負担する場合、当該給与相当額の受払は「614」で報告。</p>	<p>(1) <u>本邦内にある事務所に勤務する目的</u>で入国した外国人は居住者、<u>外国にある事務所に勤務する目的で出国した本邦人は非居住者</u>として扱われるため、<u>勤務地で支払われる</u>給与は報告対象外。</p> <p><u>(2) 出向者の勤務先が、勤務している社員に代わって本国家族に送金する資金を、出向元企業にまとめて送金することに伴う受払は、「615」で報告。</u></p> <p>(3) 出向者の給与を、出向元の企業が負担する<u>ことに伴う</u>受払は、「614」で報告。</p> <p><u>(4) 退職金の受払で、外国にある事務所に勤務していた者が退職に伴い本邦に移住、もしくは本邦内にある事務所に勤務していた者が退職に伴い外国へ移住する際に支払われたものは「617」で報告。</u></p> <p><u>(5) 人材派遣サービスを受ける場合もしくは人材派遣サービスを提供する場合の派遣料の受払は、「468」で報告。</u></p>
512	<p>1. 本項に該当するもの</p> <p>(1) 本邦にある法人の海外支店からの利潤の受取。</p> <p>(2) 外国にある法人の本邦内支店からの利潤の支払。</p> <p>2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの）</p> <p><u>関連企業間での損失</u>補填金の受払は「568」で報告。</p>	<p>1. 本項に該当するもの</p> <p>(1) 本邦にある法人の海外支店からの利潤の受取。</p> <p>(2) 外国にある法人の本邦内支店からの<u>海外本店への</u>利潤の支払。</p> <p>2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの）</p> <p><u>欠損</u>補填金の受払は「568」で報告。</p>

712	<p>本項に該当するもの</p> <p>(1) 工業所有権、著作権、商標権、フランチャイズ、リース権、排出権（排出権取得を目的とした出資を含む）等の権利の取得に係る支払。</p> <p>(2) 当該権利の売却に係る受取。</p>	<p>本項に該当するもの</p> <p>(1) 工業所有権、著作権、商標権、フランチャイズ、リース権、排出権（排出権取得を目的とした出資を含む）、<u>移籍金</u>等の権利の取得に係る支払。</p> <p>(2) 不変</p>
811	<p>1. 本項に該当するもの</p> <p>(1) 本邦にある法人の海外支店の設立資金、拡張資金、<u>追加運転資金</u>の支払。</p> <p>(2) 当該支店の閉鎖若しくは業務縮小に伴う回収資金の受取。</p> <p>2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） 本支店間の貸付に伴う受払については「818」から「823」で報告。</p>	<p>1. 本項に該当するもの</p> <p>(1) 本邦にある法人の海外支店の設立資金、拡張資金の支払。</p> <p>(2) (不変)</p> <p>2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） <u>(1) 本支店間の貸付に伴う受払については「818」から「823」で報告。</u> <u>(2) 支店からの利潤の受取は「512」で報告。</u></p>
812	<p>1. 本項に該当するもの</p> <p>(1) 本邦にある親会社が外国にある子会社の株式等を取得したことに伴う代金の支払。 —— 子会社設立又は親会社となるための株式等の取得、資本準備金への払込みを含む。</p> <p>(2) 当該株式等の処分代金の受取。</p> <p>(3) 子会社の解散等に伴う清算配当金の受取。</p> <p>2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） 利益配当金の受払については「521」で報告。</p>	<p>1. 本項に該当するもの</p> <p>(1) 本邦にある親会社が外国にある子会社の株式等を取得したことに伴う代金の支払。 —— 子会社設立又は親会社となるための株式等の取得、資本準備金への払込み、<u>会社型投信への出資</u>を含む。</p> <p>(2) (以下、不変)</p>

<p>813</p>	<p>1. 本項に該当するもの</p> <p>(1) <u>本邦にある子会社が外国にある親会社の株式等</u>を取得したことに伴う代金の支払。</p> <p>(2) 当該<u>株式等</u>の処分代金の受取。</p> <p>2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの）</p> <p>(1) <u>外為法第23条第2項に規定する対外直接投資に係る株式等</u>の取得又は処分に伴う受払については「812」で報告。</p> <p>(2) 利益配当金の受払については「521」で報告。</p>	<p>1. 本項に該当するもの</p> <p>(1) <u>本邦にある子会社が外国にある親会社の株式等</u>を取得したことに伴う代金の支払。</p> <p>(2) 当該<u>株式等</u>の処分代金の受取。</p> <p>2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの）</p> <p>(1) <u>本邦にある親会社が外国にある子会社の株式等</u>を取得又は処分したことに伴う受払については「812」で報告。</p> <p>(2) 利益配当金の受払については「521」で報告。</p>
<p>911</p>	<p>1. 本項に該当するもの</p> <p>(1) 外国にある法人の本邦支店の設立資金、拡張資金、<u>追加運転資金</u>の受取。</p> <p>(2) 当該支店の閉鎖若しくは業務縮小に伴う回収資金の支払。</p> <p>2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの）</p> <p>本支店間の借入に伴う受払については「918」から「923」で報告。</p>	<p>1. 本項に該当するもの</p> <p>(1) 外国にある法人の本邦支店の設立資金、拡張資金の受取。</p> <p>(2) (不変)</p> <p>2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの）</p> <p><u>(1) 本支店間の借入に伴う受払については「918」から「923」で報告。</u></p> <p><u>(2) 本店への利潤の支払は「512」で報告。</u></p>
<p>912</p>	<p>1. 本項に該当するもの</p> <p>(1) 外国にある親会社が本邦にある子会社の株式等を取得したことに伴う代金の受取。</p> <p>—— 子会社設立又は親会社等となるための株式等の取得、資本準備金への受入れを含む。</p>	<p>1. 本項に該当するもの</p> <p>(1) 外国にある親会社が本邦にある子会社の株式等を取得したことに伴う代金の受取。</p> <p>—— 子会社設立又は親会社等となるための株式等の取得、資本準備金への受入れ、<u>会社型投信への出資</u>を含</p>

	<p>(2) 当該株式等の処分代金の支払。</p> <p>(3) 子会社の解散等に伴う清算配当金の支払。</p> <p>2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） 利益配当金の受払については「521」で報告。</p>	<p>む。</p> <p>(2) 当該株式等の処分代金の支払。</p> <p>(3) 子会社の解散等に伴う清算配当金の支払。</p> <p>2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの） 利益配当金の受払については「521」で報告。</p>
913	<p>1. 本項に該当するもの</p> <p>(1) <u>外国にある子会社が本邦にある親会社の株式等</u>を取得したことに伴う代金の受取。</p> <p>(2) 当該株式等の処分代金の支払。</p> <p>2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの）</p> <p>(1) <u>外為法第 26 条に規定する対内直接投資等に係る株式等</u>の取得又は処分に伴う受払については「912」で報告。</p> <p>(2) 利益配当金の受払については「521」で報告。</p>	<p>1. 本項に該当するもの</p> <p>(1) <u>外国にある子会社が本邦にある親会社の株式等</u>を取得したことに伴う代金の受取。</p> <p>(2) 当該株式等の処分代金の支払。</p> <p>2. 本項による報告対象外のもの（紛らわしいもの）</p> <p>(1) <u>外国にある親会社が本邦にある子会社の株式等</u>を取得又は処分したことに伴う受払については「912」で報告。</p> <p>(2) 利益配当金の受払については「521」で報告。</p>

## 「国際収支項目の内容」で使用している用語の解説

(追加)

	用語	解説
22	不特定口座	金の地金を寄託する口座のうち、番号や商標、重量等で特定されていないもの。
23	特定口座	金の地金を寄託する口座のうち、番号や商標、重量等で特定されているもの。
24	原契約期間が1年超の貸付・借入	契約時に期間の定めのない貸付・借入を含む。

(部分削除)

	用語	解説
10	本邦にある親会社（本邦親会社）	<p>対外直接投資に係る株式等を保有する居住者。なお、対外直接投資に係る株式等とは、株式等を取得した結果、<u>報告者の外国法人に対する単体の出資比率が発行済株式総数もしくは出資金額の総額の10%以上</u>の出資関係にある場合のみをいう。</p> <p><u>なお、報告者、報告者の全額出資子会社（注1）及び共同投資者（注2）の外国法人に対する出資比率の合計が10%以上となる場合は、含まない。</u></p> <p><del>（1）報告者の外国法人に対する出資比率が10%以上となる場合。</del></p> <p><del>（2）報告者、報告者の全額出資子会社（注1）及び共同投資者（注2）の外国法人に対する出資比率の合計が10%以上となる場合。</del></p> <p>（注1）<u>金全額出資子会社</u>及び共同<u>出投資</u>者が、非居住者である場合も含む。</p>

		(注2) 共同投資者とは、報告者と共同して当該外国法人の経営に参加する目的をもって当該外国法人の株式等を所有する者をいう。
12	本邦にある子会社（本邦子会社）	<p>対内直接投資等により株式等を保有される本邦にある法人（居住者）。なお、対内直接投資等に係る株式等とは、<u>以下の株式等</u>を取得した結果、<u>外国にある親会社の本邦子会社に対する単体の出資比率が発行済株式総数の10%以上となる出資関係にある場合のみをいいう</u>、<u>当該本邦子会社が上場であるか、非上場であるかを問わない</u>。</p> <p><del>(1) 外国にある親会社（No.13 参照）が本邦の非上場会社の株式等を取得した場合。</del></p> <p><del>(2) 外国にある親会社（No.13 参照）の本邦上場会社に対する出資比率が10%以上となる場合。</del></p> <p><del>(注) 外国にある親会社（No.13 参照）と当該親会社と株式の所有関係等の永続的な経済関係、親族関係その他これらに準ずる特別の関係にあるもの（対内直投政令第2条第4項で定めるものをいう）の出資比率の合計が10%以上となる場合を含む。</del></p>
13	外国にある親会社（外国親会社）	<p>本邦にある子会社（No.12 参照）の株式等を保有<del>(注)</del>する非居住者。</p> <p><del>(注) 法第26条に規定するものをいう。</del></p>